

坂戸市成年後見センター

成年後見センターでは、成年後見制度に関する相談や手続きの支援を行っています。

親が認知症になり、預金が引き出せなくて、施設費が払えず困っている



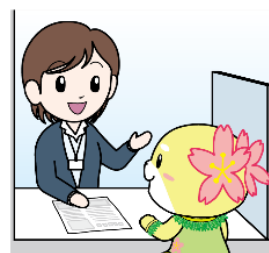
障がいのある子どもが将来安心して生活できるように後見人を付けたい

最近、物忘れが多くなってきて、財産管理が不安



成年後見制度って聞いたことあるけど何かわからない

お気軽にご相談ください



成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどで、自分で判断することが難しい方が安心して生活できるように支援して、本人の財産や権利を守るための制度です。

●成年後見制度の種類

〈法定後見制度〉

すでに判断能力が不十分な方を支援する制度です。判断能力によって、後見、保佐、補助に分かれます。裁判所に申立てをすることで後見人を付けられます。

〈任意後見制度〉

判断能力があるうちに、後見人や支援内容を決めておく制度です。
本人の判断能力が不十分になった後から後見人の活動が開始されます。

●後見人の役割

後見人の役割は、財産の管理と日常生活に必要な手続きの支援の2つです。
入院時の身元保証人になること、食事の世話や介護は後見人の役割には含まれていません。

●成年後見人になる人

本人の親族、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家、NPO 法人、社会福祉法人がなることが多いです。法定後見制度の場合は、家庭裁判所が選任します。任意後見制度の場合は、事前に本人が成年後見人になってほしい人を選ぶことができます。

坂戸市成年後見センター

場所：坂戸市役所 高齢者福祉課内

受付時間：月～金曜日 9：00～16：30

（土・日・祝祭日、年末年始は除く。）

問い合わせ先：高齢者福祉課 高齢者福祉係

049-283-1331（内線432・433）

